

高年齢者雇用継続促進セミナー開催のお知らせ

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢法)が一部改正され平成25年4月1日から施行されているところであり、各事業主におかれましては、この高齢法の改正に伴い、就業規則の整備等を行っていただくこととなっております。

つきましては、改正高齢法の周知、高年齢者雇用安定助成金制度及び継続雇用制度の導入に係る賃金体系、人事処遇制度の見直し等を内容とする「高年齢者雇用継続促進セミナー」を開催いたしますので、参加下さるようよろしくお願いいたします。

1 開催日時・場所等

水戸会場 (定員 200名)

平成26年2月12日(水) 午後1時30分～午後4時

水戸市水府町 864-4 TEL 029-221-0203

茨城県職業人材育成センター 研修棟大研修室 (B31)

土浦会場 (定員 80名)

平成26年2月21日(金) 午後1時30分～午後4時

土浦市木田余東台 4-1-1 TEL 029-826-2622

ワークヒル土浦 2階会議室

2 内 容

(1) 改正高齢法について

(2) 高年齢者雇用安定助成金制度について

(3) 講演「高年齢者雇用継続促進セミナー」

～改正高齢法と賃金改定について～

講師 齋藤金融・年金・労務相談事務所

所長 社会保険労務士 齋藤 敬徳 氏

3 申込方法

別紙の参加申込書によりお申し込みいただくこととなりますので、お手数ですが、茨城労働局職業安定部職業対策課あて、FAXにてお申込み下さい。

なお、各会場とも定員になり次第、締め切りとなります。各会場の受付状況により、参加のご要望にお応えできない場合もございますので予めご了承ください。

お問い合わせ先

茨城労働局職業安定部職業対策課

担当

高年齢対策担当官

高林

TEL 029-224-6219

FAX 029-224-6279

